

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に基づき、人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月十七日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一七一〇一一五一

人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表総務省の部内部部局の項中「番号企画室長」を「電気通信設備エンジニア室長 番号企画室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「教員免許・研修企画室長」を削り、「教育財政室長」を「教育財政
室長 教員免許・研修企画室長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「ファイナンス室長」を「食料システム連携推進室長 ファイナンス
室長」に、「肥料調整官」を「肥料調整官 有機農業推進調整官」に改める。

別表備考第一項中「令和七年八月三十一日」を「令和七年十一月三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。